

第2次 志摩市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

三重県志摩市

令和8年3月策定

－ 目 次 －

1. 基本的な事項	
(1) 志摩市の概況	1
(2) 人口および産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	19
(4) 産業振興促進事項	20
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	20
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)	48

1.基本的な事項

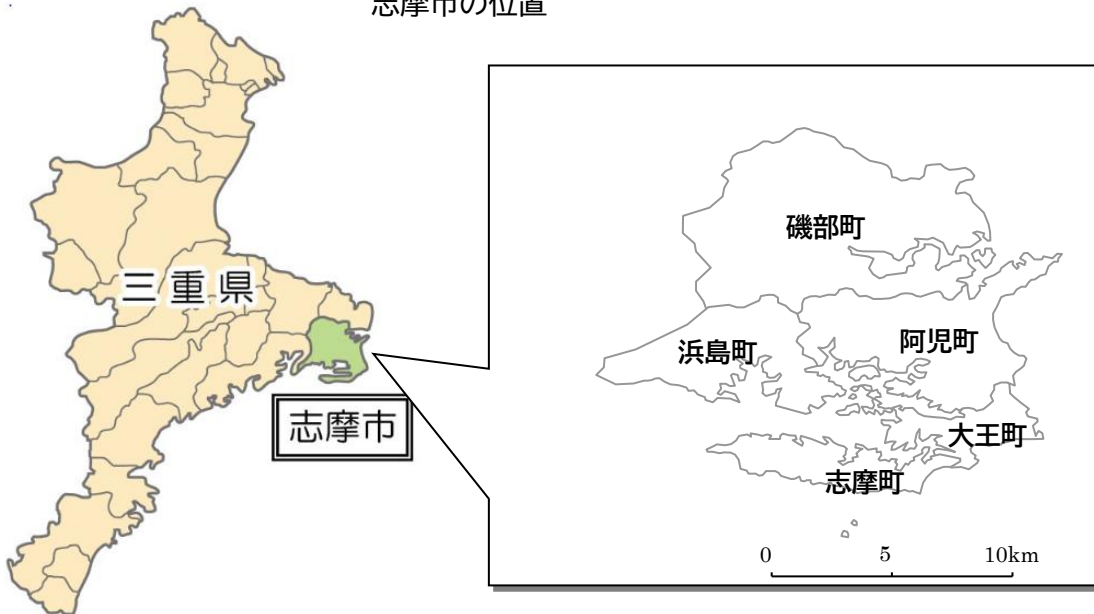
(1)志摩市の概況

①志摩市の自然的、歴史的、社会的、経済的条件的概要

ア 自然的条件

本市は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市および鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部および東部は太平洋に面しています。延長は東西が約19km、南北が約20km、面積は178.93km²です。市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾・的矢湾といったリアス海岸が特徴的で、湾内をはじめ、大小の島々が点在する自然豊かな地域です。気候風土は、四季を通じて温暖で恵まれた条件となっており、気温は年平均15～17℃で積雪を見ることは稀です。また、年間降水量は約2,500mmとなっています。

志摩市の位置



イ 歴史的条件

本市は、8世紀に編纂された万葉集において「御食国(みけつくに)」と詠われた「志摩国」に属する地域を行政区とする自治体です。朝廷に「贄(にえ)」として多様な海産物を納める地域であり、小さいながらも「国」として扱われ、古くから我が国を代表する「食のブランド地域」として認識されてきた歴史があります。

沿革としては、明治 29(1896)年に当時の英虞郡と答志郡が合併し志摩郡となり、その後、大正 8(1919)年に浜島町、昭和 29(1954)年に大王町、志摩町、昭和 30(1955)年に磯部町、阿児町が成立しました。各町それぞれに発展の道を歩んできましたが、平成16(2004)年10月1日に志摩郡に属する5町が合併し本市が誕生しました。

令和3(2021)年4月1日には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以

下「過疎法」という。)が施行され、本市については、合併前の5町のうち過疎法に定める要件を満たす浜島町、大王町、志摩町、磯部町が過疎地域とみなされ、一部過疎に指定されました。また、令和4(2022)年4月1日には阿児町を含めた市全域が過疎地域(全部過疎)に指定されました。

ウ 社会的、経済的条件

本市の道路網は、国道167号が鳥羽市方面と本市を結ぶ主要な道路となっています。海岸沿いには県道鳥羽阿児線(パールロード)が鳥羽市から磯部町、阿児町までを縦断しています。阿児町鶴方からは、国道260号が阿児町、大王町、志摩町を連絡し、志摩町、浜島町間は海上区間を経て、浜島町からは熊野灘沿いに南伊勢町方面へ続いています。このほか主要地方道浜島阿児線が浜島町と阿児町を結び、主要地方道伊勢磯部線(伊勢道路)は、磯部町から伊勢市方面へのアクセスを担っています。

本市の産業は、穏やかで美しい英虞湾や的矢湾、太平洋に面した環境により、水産業と観光業が中心となっています。

本市には、英虞湾を一望できる横山展望台やレジャー施設の志摩スペイン村、参観可能な灯台である安乗埼灯台・大王埼灯台、伊勢神宮の内宮別宮である伊雑宮など、海・山の自然や歴史的な資源を活かした数多くの観光資源があり、温暖な気候と豊かな自然を活かした様々なスポーツイベントや、体験型アクティビティなども人気があります。

また、本市は、豊かな自然や伝統文化など独自の魅力から、平成28年(2016年)のG7サミット、令和5(2023)年のG7交通大臣会合の開催地として選定され、2度の大きな国際会議を成功裏に経験してきました。これらの経験は、国際的な視点から本市の魅力を発信する貴重な機会となりました。

さらに、令和7(2025)年には、昭和59(1984)年以来、2度目となる「全国豊かな海づくり大会」が開催され、その機会を捉えて水産資源の保護・管理や海域の環境保全の重要性を県内外へ広く周知しました。

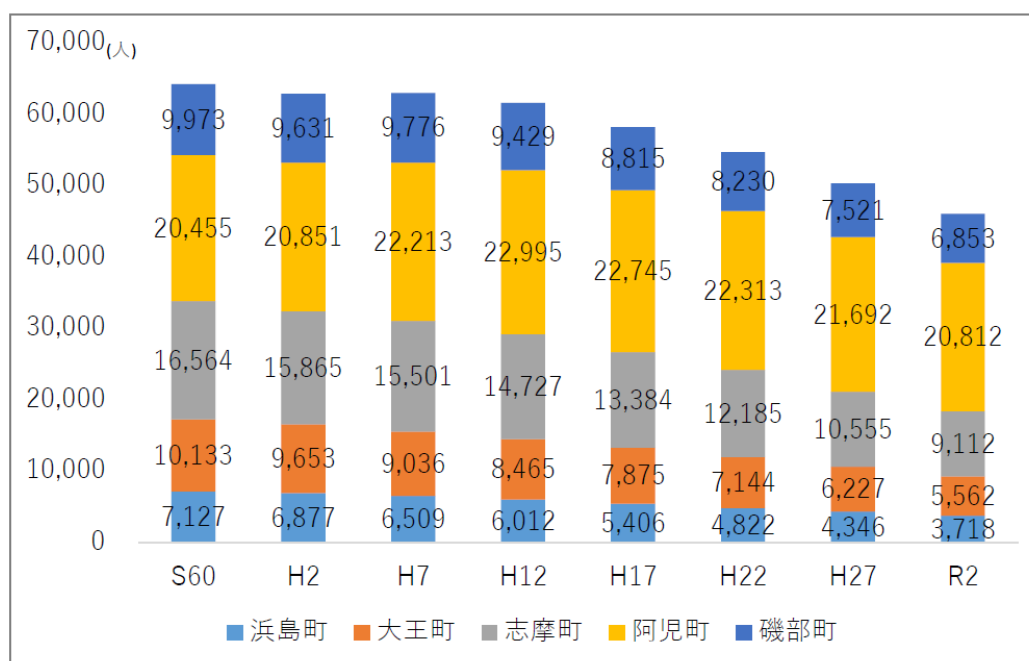
これらの国際会議や国民的行事を通じて培った経験のもと、自然と共生し、誰もが誇りを持てる持続可能なまちづくりを推進しています。

②市における過疎の状況

人口等の動向

本市の総人口は、表1-1(1)のとおり、平成12(2000)年頃から顕著に減少しており、その原因は生産年齢人口、特に20代および30代の人口が減少していることにあると考えられます。旧町別にみると、阿児町は、昭和60(1985)年から平成12(2000)年にかけて増加し、その後、減少が続いているものの、平成2(1990)年と同規模にとどまっています。他の地域は大きく減少する中で、浜島町、大王町、志摩町は相対的に減少率が大きく、昭和60(1985)年と比較すると半分程度の規模まで減少しつつあります。磯部町については総人口の減少とほぼ同じペースで減少しています。

表1-1(1)町別人口の推移



(資料出所:国勢調査)

③社会経済的発展の方向性の概要

令和2(2020)年の国勢調査によると、本市の総就業者数は21,258人であり、これは総人口の約46%に相当します。全体的な就業者数は、表1-1(2)が示すとおり、平成7(1995)年から令和2(2020)年にかけて12,401人減少しています。常住地ベースの産業別就業者数をみると、令和2(2020)年には第1次産業就業者数が1,663人(7.8%)、第2次産業就業者数が3,674人(17.3%)、第3次産業就業者数が15,302人(72.0%)となっており、第3次産業就業者数が最も多く、全就業者数の約7割が第3次産業に分類されています。年度別にみると、第3次産業就業者割合が平成7(1995)年から令和2(2020)年にかけて約1.2倍となっていますが、第1次産業就業者割合は減少傾

向を示し、平成7(1995)年と比較すると半分以下になっています。さらに、第2次産業
 就業者割合についても減少に転じています。

表1-1(2)産業別就業者数

	平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
第1次 産業	5,764	17.1	3,426	12.1	2,084	8.7	1,663	7.8
第2次 産業	8,230	24.5	6,447	22.8	4,358	18.3	3,674	17.3
第3次 産業	19,631	58.3	18,273	64.7	16,841	70.6	15,302	72.0
総計	33,659	100.0	28,234	100.0	23,838	100.0	21,258	100.0

※総計には「不詳」を含むため内訳の合計と一致しません。

(資料出所:国勢調査)

(2)人口および産業の推移と動向

大正9(1920)年に44,013人だった本市の人口は、第1次ベビーブーム(昭和22(1947)年~24(1949)年)を経て昭和22(1947)年には60,391人となり、昭和30(1955)年には66,628人となってピークを迎えました。

表1-2(1)が示すとおり、昭和55(1980)年には63,065人だった人口が、その後若干の増減はありますが、急速な人口減少が続き令和2(2020)年には46,057人になっています。

人口減少の主な要因として、人口の自然増減(※1)があります。平成2(1990)年度以降しばらく増減が均衡したのち平成7(1995)年頃に自然減となり、その後減少幅が年々大きくなっています。近年は、年間700人から800人程度の自然減となっています。

もう一つの要因として人口の社会増減(※2)があります。本市では、一時的な社会増は見られるものの、昭和59(1984)年以降社会減が続いています。この社会減の主な原因は、進学や就職による15~29歳の人の転出にあると考えられ、近年は、年間200人から300人程度の社会減が続いています。

本市全体の若年者比率は、昭和55(1980)年に17.6%だったものが、減少傾向が続き令和2(2020)年には9.2%となっています。一方、高齢者比率は増加傾向にあり、昭和55(1980)年に12.6%だったものが令和2(2020)年には40.9%となっています。

また、今後の人口の見通しについては、表1-2(2)のとおり試算しています。

産業別就業者数については、平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて、その総数は減少傾向にあります。特に製造業が減少している一方で、医療・福祉分野は増加傾向にあります。観光業が盛んな地域特性から宿泊業・飲食サービス業も一定の割合を占めていますが、近年では減少傾向となっています。

※1 人口の自然増減…その年に生まれてくる人の数(出生数)と亡くなる人の数(死亡数)の差。

※2 人口の社会増減…その年に本市に引っ越してくる人の数(転入数)と本市から出ていく人の数(転出数)の差。

表1-2(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 63,065	人 62,877	% △0.3	人 58,225	% △7.4	人 50,341	% △13.5	人 46,057	% △8.5
0～14歳	13,929	10,951	△21.4	7,590	△30.7	4,941	△34.9	3,968	△19.7
15～64歳	41,180	41,872	1.7	34,324	△18.0	26,335	△23.3	22,746	△13.6
うち15歳～29歳 (a)	11,120	10,808	△2.8	7,240	△33.0	4,988	△31.1	4,222	△15.4
65歳以上 (b)	7,956	10,036	26.1	16,311	62.5	18,648	14.3	18,818	0.9
若年者比率 (a)／総数	% 17.6	% 17.2	-	% 12.4	-	% 9.9	-	% 9.2	-
高齢者比率 (b)／総数	% 12.6	% 16.0	-	% 28.0	-	% 37.0	-	% 40.9	-

※総数には年齢不詳を含む

(資料出所:国勢調査)

表1-2(2)人口の見通し

(人)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
総人口	46,057	41,411	37,916	35,104
	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)
総人口	32,783	30,741	29,031	27,532
	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)	令和52年 (2070)	
総人口	26,242	25,245	24,615	

※令和12(2030)年までに社会減が解消され、合計特殊出生率が段階的に1.8まで改善されると仮定し試算したもの

(3)行財政の状況

①行財政の状況

本市では、行政改革大綱の方向性に基づき、類似施設の統廃合、事務事業の見直し、職員数と総人件費の見直し、社会経済情勢の変化に対応した組織機構改革などの行政改革に取り組んできました。

近年の市財政の状況については、表 1-3(1)のとおりです。

ふるさと応援寄附金の増加や市税収入が底堅く推移したことなどから、財政調整基金残高は回復傾向にあり、実質公債費比率や経常収支比率といった主要な財政指標についても改善が見られます。しかしながら、原油価格や物価の高騰、労務単価の引き上げなどの社会情勢の変化が、市の財政状況を圧迫する新たな要因となっています。

今後の財政状況見通しについては、歳入面では生産年齢人口の減少等に伴い市税等の減少が避けられない状況にあります。一方、歳出面では、デジタル化の推進や子ども・子育て支援に加え、老朽化した公共施設等の更新、大規模災害への備えなどの重点施策により、経費の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえ、生成AI(※3)等のデジタル技術を活用した業務の効率化を加速し、行政サービスの向上とコスト削減に取り組むとともに、財政計画に基づき、すべての事務事業について費用対効果の観点から見直しを行い、将来にわたり持続可能な財政運営の確立に取り組む必要があります。

※3 生成AI…学習した大量のデータをもとに、テキスト、画像、音声、動画など、新しいコンテンツやデータを自律的に生成できるAI(人工知能)技術の総称。

表1-3(1) 市財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	26,396,728	28,491,603	31,515,751	29,073,157
一般財源	15,381,239	17,171,624	16,655,879	16,013,838
国庫支出金	3,168,059	2,469,272	8,225,580	3,737,088
県支出金	1,507,016	1,240,662	1,266,410	1,334,979
地方債	4,052,400	3,275,700	1,341,600	2,093,800
うち過疎対策事業債	0	0	0	653,800
その他	2,288,014	4,334,345	4,026,282	5,893,452
歳出総額B	25,683,028	27,351,831	30,939,085	28,238,127
義務的経費	10,970,111	11,812,096	13,217,372	12,818,627
投資的経費	4,001,065	2,069,772	1,002,737	2,443,458
うち普通建設事業	3,994,967	2,065,951	998,445	2,443,458
その他	10,711,852	13,469,963	16,718,976	12,976,042
過疎対策事業費	0	0	0	1,273,173
歳入歳出差引額C (A-B)	713,700	1,139,772	576,666	835,030
翌年度へ繰越すべき財源D	120,396	8,188	70,753	34,330
実質収支 C=D	593,304	1,131,584	505,913	800,700
財政力指数	0.49	0.42	0.39	0.40
公債費負担比率	15.7	19.2	22.2	12.3
実質公債費比率	12.2	9.6	11.2	7.6
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	85.9	92.4	101.7	93.6
将来負担比率	96.3	56.2	37.7	12.7
地方債現在高	29,424,681	33,344,143	23,530,081	18,203,819

(資料出所:地方財政状況調査等)

②公共施設整備水準等の現状と動向

主要な公共施設の整備状況等については、表1-3(2)のとおりです。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進めていきます。

表1-3(2) 主要公共施設の整備状況等

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率 (%)	-	-	20.9	38.3	42.5	43.8
舗装率 (%)	-	-	79.4	81.6	84.8	86.8
農道						
延長 (m)	-	-	109,163	135,804	127,131	127,131
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-	38.8	-	-	-
林道						
延長 (m)	-	-	22,692	22,647	22,647	22,647
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	-	3.1	-	-	-
水道普及率 (%)	-	-	98.4	98.4	98.6	98.6
水洗化率 (%)	-	-	51.0	72.8	85.6	84.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	8.9	9.0	10.0	11.0

(資料出所:公共施設状況調査等)

(4)地域の持続的発展の基本方針

本市における過疎対策については、これまでソフト・ハードの両面からさまざまな取組を実施してきましたが、全国的な傾向と同様、依然として人口減少と少子高齢化が進んでいる状況にあります。今後も引き続き、三重県過疎地域持続的発展方針(令和8年度～令和12年度)を踏まえ、総合計画に掲げる「自然と共生するまちづくり」「市民が誇りをもてるまちづくり」「次世代につながるまちづくり」を基本理念とし、「誰もが住みたくなる、笑顔あふれる『しあわせ』のまち」の実現をめざして、「にぎわい」「やすらぎ」「つながり」「はぐくみ」を基本目標に、さまざまな取組を推進していきます。

基本理念

「自然と共生するまちづくり」
「市民が誇りをもてるまちづくり」
「次世代につながるまちづくり」

まちの将来像

「誰もが住みたくなる、笑顔あふれる『しあわせ』のまち」

基本目標

目標1 にぎわい ～豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまち～

豊かな自然と資源を守り、生かし、志摩の持つ魅力を高めるとともに、交流を促進し、経済活動を活発化させ、活気あふれる持続可能なまちをめざします。

目標2 やすらぎ ～安全安心で、みんなの暮らしを守るまち～

誰もが安全で安心して暮らせる、災害に強く、日常の生活基盤と環境が整ったまちをめざします。

目標3 つながり ～誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまち～

誰もが健康で心豊かに、世代や性別、国籍、障がいの有無を超えて互いに尊重し合い、支えあう、一人ひとりが自分らしく輝けるまちをめざします。

目標4 はぐくみ ～未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまち～

子どもたちが学びを通して未来を拓き、地域を愛する心を育むとともに、市民が生涯にわたり学び続けられる環境が整ったまちをめざします。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のように定めます。

志摩市の人口に関する目標

「令和12(2030)年に、転入転出の均衡(転出超過数0人)をめざす」

(基準値:令和6(2024)年中の社会増減:△236人)

(目標値:令和12(2030)年中の社会増減: 0人)

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

総合計画で掲げるPDCAサイクル(※4)に基づき、毎年、計画に基づく予算編成を図り、取組を実施します。また、年度終了後には取組を振り返り、評価を行い、次年度の取組に向け改善・見直しを図ります。

※4 PDCAサイクル… Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

(7)計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、以下の3つの「公共施設等に関する基本方針」を定めています。本計画における全ての公共施設の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に定めるこれらの基本方針と整合性を図り、必要な事業を適切に実施します。

①安全・安心の確保

今後、公共施設等が老朽化していく中で、市民および利用者の安全・安心を確保していくことは最優先に求められることであり、ユニバーサルデザインの街づくりへ向けて、全ての人が安全かつ快適に利用できることも求められます。

また、公共施設等には、津波浸水想定区域内など、災害による被害が想定される区域に位置するものがあるため、用途を踏まえて早期の高台移転等を進めていきます。さらに、災害時に避難所や拠点施設として機能するものもあり、機能維持にも十分配慮する必要があります。

②適正な配置と規模

今後、人口減少や市の役割の変化などを受け、公共施設等に対するニーズや利用状況が変化することが予測されます。一方、普通交付税や税収入などの減少や扶助費の増加により普通建設事業費の縮減が予測されます。

このため、公共施設等の更新等の検討に当たっては総量の最適化を前提とし、施設において提供するサービス機能について、市内の同じ機能の施設を統廃合する集約化、異なる機能の施設を一つに統廃合する複合化や多機能化を実施し、近隣市町と協力したサービス機能の広域化の可能性についても検討します。その結果、生じる廃止施設の維持管理経費の削減分や施設(用地を含む)の売却、貸付けの収入を更新費用に充当するなど、更新等に要する財政負担を軽減する手法を検討します。

これらの予測と検討作業を踏まえて、今後の利用需要を見据えた適正な配置と規模を確保しながら、費用対効果の視点を踏まえ集約化、複合化、減築、更新等を実施していきます。

③長寿命化の推進

中長期的な観点から、点検・診断等の計画的な実施による適切な維持管理・修繕を実施し、施設に応じて予防保全型維持管理により長寿命化を推進し、公共施設等の更新に係る財政負担の軽減および平準化を図るとともに、安全・安心の確保を確実に実施していきます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住の推進

本市では、市外流出による人口減少に歯止めがかからず、特に若い世代を中心とした転出超過による社会減の影響が大きくなっています。今後、転出抑制のために、働く場の創出や子育て環境の整備を行うとともに、移住・定住に向けた取組を推進することで転入者を増加させ、転出者数と転入者数の均衡をめざす必要があります。現在、本市では都市圏等からの移住希望者に対し情報発信を行い、認知度・魅力度を向上させるなどの移住施策に取り組んでいます。特に次世代を担う若者の移住を促し、定住につなげるために、移住してきた若者・子育て世帯への家賃補助等の施策や、奨学金返済補助事業などを行っています。また、市内で増加している空き家を有効に活用し、移住定住促進、地域活性化につなげるツールとして活用しています。

② 地域間交流の促進

近年の自然志向の高まりや働き方の多様化、ライフスタイルの変化を受け、地域と多様に関わる「関係人口」の存在が重要になっています。このため、地域と市外の人びとが継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組むことで、交流の入り口を増やすことが必要とされています。

③ 多様な人材の確保・育成

高校卒業後、進学や就職をきっかけに若者が本市を離れる傾向が続いており、そのことが地域の人口減少、少子高齢化の原因の一つになっています。

本市では地域に誇りや愛着を持ち、地元に残りたいと考える若者を増やすために市内の小・中学生や高校生を対象に体験学習などを行い、地元を知る機会を作り、今後の地域や産業の担い手となる若者の育成を行っています。今後も関係機関と連携し、取り組む必要があります。

農林水産業などにおいても後継者や働き手の不足が進行しているため、関係機関と連携しながら担い手の育成・確保に努めるとともに、地域外からの新しい視点を取り入れ多様な人材の育成・確保に努める必要があります。

また、本市が取り組む地域課題に対し、地域活性化起業人制度を活用することで、その専門的な知見やノウハウを活かしながら、さらなる地域活性化を図っていく必要があります。

(2)その対策

①移住・定住の推進

・移住促進に向けた情報発信

市ホームページや移住ガイドブック等により「海と暮らす志摩」の魅力を発信するとともに、本市への移住に関心を持っていただけるよう都市部での移住セミナーやオンライン移住相談を行うなど、移住促進に取り組みます。

・移住支援の充実

庁内関係部署が緊密に連携し、移住者をワンストップで円滑に受け入れる体制を整備するとともに、移住者に対して家賃補助等の支援を行うなど、移住・定住につなげるための制度も充実させます。

・空き家バンク制度の活用

市内で増加している空家等を利活用し、市内の不動産業者等との連携や「空き家バンク」制度の活用などを進め、移住者・定住者の増加につなげます。

②地域間交流の促進

・関係人口の創出・拡大

地域団体や民間企業との協働により、子育て世帯や若い世代に焦点を当てた二地域居住を推進するなど志摩市と市外の人びととの多様なつながりをつくり、将来的な移住を見据えた関係人口の創出を図ります。

③多様な人材の確保・育成

・次世代の定住につながる土壌づくり

市内の児童生徒が志摩の魅力を知る機会を創出し、地域への愛着心を醸成することで、将来的なUターンや定住につながる土壌を整備します。また、若者同士の多様な出会いの機会を創出します。

・地域おこし協力隊の活用

都市部等の人材を誘致して定住・定着を図る「地域おこし協力隊」の制度を活用し、今後の地域や産業の担い手の育成・確保に努めます。

・地域活性化起業人の活用

「地域活性化起業人」制度を積極的に活用し、都市部等の企業等の社員が持つ、ノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化を図ります。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	移住・定住	移住促進空き家改修 支援事業	移住者の空き家改修 に対する補助	志摩市	
	過疎地域持続 的発展特別事 業 (移住・定住)	移住しやすい志摩づ くり事業	地域団体と連携した移 住・定住促進 等	志摩市	
		空き家バンク活用事 業	空き家バンクの活用	志摩市	
		移住促進のための奨 学金返済補助事業	奨学金を返済する移 住者等への補助	志摩市	
		若者・子育て世代の 移住促進事業	移住者への家賃補助	志摩市	
	(地域間交流)	地域イベント支援事 業	地域イベントの開催支 援	志摩市	
		若者の集いと出会い の支援事業	出会いイベントの開催	志摩市	
		関係人口創出事業	関係人口の創出	志摩市	
		友好都市交流事業	岐阜県郡上市、愛知県 日進市との交流事業	志摩市	
	(人材育成)	地域活性化担い手受 け入れ推進事業	地域おこし協力隊の活 用	志摩市	
		農林水産業の担い手 受け入れ推進事業	地域おこし協力隊の活 用	志摩市	
		地域活性化起業人交 流プログラム事業	地域活性化起業人の 活用	志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

本市では、基幹作物である稲作を中心とする農業者の高齢化が年々深刻化しており、離農や農業規模の縮小が大きな問題となっています。また、農地が小さく分散しているため、大規模な農業経営体への農地集積が進みにくい状況にあります。そのような状況の中、農業の新たな担い手確保が課題となっています。

農業用施設についても、整備や維持管理が困難となり、老朽化が進む施設が多くなっています。また、管理が行き届いていない森林も多くみられます。

② 水産業

若年層の市外流出など人口減少・少子高齢化の進行により、特に漁業の担い手不足が深刻な問題となっています。地域の主要産業である漁業を守るために、次の世代に漁法・技術の継承を行っていく必要があります。

また、黒潮の大蛇行により、海水温が上昇し海洋生態系が変化する「磯焼け」が起こり、漁獲量が減少しました。今後、資源の回復に向けたより一層の取組が求められます。

また、水産業の基盤となる漁港施設の多くは老朽化が進んでおり、機能保全のため、大規模改修や更新を必要とする施設が増えています。漁港管理を体系的に捉え、更新コストの平準化・縮減も勘案しながら計画的に漁港施設の長寿命化事業や集約化などを行う必要があります。

③ 商工業

令和 6(2024)年度に「志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例」を制定し、市政の重要な柱の一つとして小規模企業や中小企業の振興を推進しています。

地域経済の基盤を支える市内企業の多くが、人手不足や後継者不足、物価高騰などの影響による経営基盤の脆弱化という課題に直面しています。

志摩ブランド認定などにより、地域資源の発掘や開発等に取り組むとともに、好調なふるさと応援寄附金(ふるさと納税)を活用して、さらなる地域振興や地域活性化等につなげています。

④ 観光業

本市の産業構造は、観光産業が主軸であり、その裾野の広さから観光消費の拡大が地域活性化の鍵となります。現状は日帰り客が多く、来訪者の「滞在時間延長」と「消費額拡大」に向けた施策が喫緊の課題です。

全国的にインバウンド(訪日外国人観光客)が過去最高水準で推移する中、本市の外国人観光客数は一部の国で増加傾向にある一方、総数としては横ばいで推移しています。また、宿泊者数に占める割合も低い水準に留まっています。

⑤雇用対策

近年、志摩市への転入者は増加傾向にあるものの、進学・就職による若者の転出等により社会減が長期間にわたって続いています。この背景には、若者が求める業種における雇用機会の不足があり、これが市外流出の原因やUターン移住のハードルとなっています。

このため、地域の強みを活かした企業誘致により、若者が定着できる雇用創出を推進するなど、就労支援と移住・定住促進に向けた取組を一体的に進めています。

(2)その対策

①農林業

・担い手確保と育成

新規就農者・認定農業者の支援や兼業・副業農家の参入促進、地域内外の連携強化を通じて、多様な形で農業を支える人材を確保・育成します。また、地域の特性と市場ニーズにあった作物生産・活用を支援するとともに、企業誘致や他業種との連携を通じて、地域全体で農業を支える仕組みづくりに取り組みます。

・耕作放棄地対策の推進

農地中間管理機構(農地バンク)や多面的機能支払交付金等の制度の活用により、耕作放棄地を抑制し農地を維持します。また、農産物への鳥獣被害を軽減するため、被害対策や地域の体制づくりを推進します。

・長寿命化と災害に強い農業生産基盤の整備

国・県と連携し、効果的に農道や農業用ため池などの農業基盤施設を整備・保全し、長寿命化を図ることで、災害に強く持続可能な農業基盤を整備します。

・災害に強い森林管理

みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用して、それぞれの目的に応じて、継続的かつ計画的に調整伐などの事業を実施し災害に強い森林づくりをめざします。

②水産業

・担い手確保と育成

本市の多種多様な漁業の種類を踏まえ、多様な形で漁業の担い手を確保・育成します。特に、経営の持続性や生産性が高い漁業を維持していくため、計画的な人材確保を支援します。

・豊かな海づくりと資源管理

豊かな海づくりに向け、漁業者や関係団体、三重県と連携し、海洋環境の状況把握に努め、藻場の再生や、養殖漁場環境の維持・向上などの取組を進めます。また、種苗放流を

継続し、資源の維持・回復に取り組みます。

・長寿命化と災害に強い水産基盤の整備

漁港施設の機能と安全性の確保に向け、耐震化を促進するとともに、長寿命化を図ること
で、災害に強く持続可能な水産基盤を整備します。

・新たな技術の活用と付加価値向上

漁業者の所得向上をめざし、三重県と連携し、養殖業の安定的な生産や品質の維持向
上に向けた新たな技術の確立に取り組みます。また、未利用魚を活用した新たな商品開
発を推進するなど、水産物の付加価値を向上させる取組を進めます。

③商工業

・市内経済の持続的成長をめざす支援制度の構築

市内企業の安定した経営と持続的な成長のため、時代やニーズに即した機動的な支援
制度を構築・更新します。特に、働き方改革や処遇改善に直結する職場環境整備への支
援に注力し、市内産業全体の魅力度向上を図ります。さらに、企業の情報発信支援、セミ
ナーの継続的な開催、実践的な就労体験プログラムの提供を通じて、潜在的な担い手と
企業との確実なマッチングを推進します。

・地域産業の魅力向上と雇用環境の改善

地域産業の魅力向上と雇用環境の改善に向けて、国・県や関係機関、関係団体と連携・
協働し、市内企業が抱える課題解決と労働環境の質の向上に取り組みます。多角的な連
携を進め、選ばれる企業への転換をめざします。

・地域ブランドの認知度向上と高付加価値化

「志摩ブランド」の確立を推進し、地域資源の高付加価値化に取り組むとともに、時代
のニーズに即した戦略的なプロモーションを展開します。また、ふるさと応援寄附金事業
を最大限に活用し、志摩ブランド認定品をはじめとする魅力ある志摩の産品を全国に届
け、地域経済の活性化につなげます。

・民間事業者等関係団体との連携

産業振興施策の実施にあたっては、民間事業者をはじめ県および他の市町と連携して
取り組みます。

④観光業

・志摩市の認知度向上

豊かな「海」を当市の核となる資源と位置づけ、来訪者が志摩を「知る」、滞在し「過ごす」、
心が「満たされる」という体験価値の好循環を生み出します。また、観光地域づくり団体
等との連携体制を強化し、地域の魅力を生かした効果的なプロモーションの展開と、高
品質な観光客の受入体制の構築を推進します。

・インバウンドを含む観光誘客の拡大

志摩市インバウンド協議会と協力し、地域資源を活用した魅力的な観光コンテンツを造
成します。主要ターゲットとする国・地域に合わせた戦略的なプロモーションを展開し、

受入体制を整備することで、インバウンドを継続的に呼び込む基盤を構築します。

・スポーツツーリズムの推進

地域団体が主体となる持続可能なスポーツツーリズムの推進に向け、関係団体との連携を強化し、自立運営体制の確立をめざします。また、サーフスポットを交流拠点とし、サーファー、地域住民、そして観光客の接点を創出することで、志摩市の新たな魅力を創造します。

・国立公園の魅力を引き出す資源の磨き上げ

横山など市内の主要観光地において、自然の魅力を最大限に感じられるよう遊歩道などの整備を進め、地域資源として磨き上げます。また、点在する地域資源を連結させ、国立公園の魅力を一体的に満喫できる観光コンテンツとして活用します。

⑤雇用対策

・若者の就労支援と市内企業の魅力度向上

若者が魅力を感じる、やりがいのある雇用の創出に向け、市内企業の雇用環境を整備します。これにより、市内企業への就労促進と定着につなげます。

・新たな産業の誘致・創出

特色ある地域資源を最大限に生かし、企業誘致に向けたワンストップサービスの徹底や支援制度の整備により、企業の誘致から定着までを切れ目なく支援します。さらに、スタートアップを含む新規創業を継続的に後押しすることで、地域経済の持続的な成長を促します。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	基盤整備 (農業)	防災重点農業用ため池緊急整備事業	農業用ため池の整備に係る負担金	三重県	
		農業生産者育成事業	機械設備導入等への補助	志摩市	
		獣害対策事業	防護柵購入費用等への補助	志摩市	
	(水産業)	水産物供給基盤機能保全事業	甲賀漁港、間崎漁港 他	志摩市	
	観光又はレクリエーション	観光関連施設整備事業	観光客等が利用する施設等の整備・改修	志摩市	
		観光農園整備事業	施設の整備・改修	志摩市	
		創造の森横山整備事業	創造の森横山の整備・改修	志摩市	
		公園景観環境保全事業	国立公園利用拠点の環境整備	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	森林管理事業	森林の整備	志摩市	
		磯焼け対策事業	食害生物駆除等対策	志摩市	
		漁場環境調査事業	海況モニタリング 等	志摩市	
		種苗放流事業	各種種苗放流事業への補助	志摩市	
		真珠養殖経営安定化支援事業	真珠養殖事業者への補助	志摩市	
	(商工業)	中小企業支援事業	中小企業者等への支援	志摩市	
		創業支援事業	創業を行う者への支援	志摩市	
		就業支援事業	市内で就職を検討する者への支援	志摩市	
		商工振興団体補助金	志摩市商工会等への補助	志摩市	
		地域ブランド事業	志摩ブランドの認定・販売支援等	志摩市	
		ふるさと応援寄附金事業	ふるさと応援寄附金事業	志摩市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
産業の振興	(観光)	観光誘客促進事業	旅行者のニーズに応じた誘客促進事業	志摩市	
		団体旅行誘致事業	団体・教育旅行に対する支援等	志摩市	
		灯台活用推進事業	灯台を観光資源活用した事業	志摩市	
		スポーツ観光推進事業	スポーツツーリズムの推進体制の構築	志摩市	
		サーフィン活用推進事業	サーフィンを活用した地域活性化	志摩市	
		国立公園利用推進事業	国立公園への観光客誘致	志摩市	
		観光振興団体補助金	観光振興に資する団体への補助	志摩市	
		DMO機能強化事業	地域DMOの機能強化	志摩市	
		観光関連施設解体撤去事業	観光関連施設等の解体・撤去	志摩市	
	(企業誘致)	企業誘致推進事業	企業誘致の推進	志摩市	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域および振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
志摩市全域	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」および「(3)事業計画(令和8年度～12年度)」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市の情報発信は、主に広報紙や各戸配布、公式 SNS による周知を中心とした方法で行っていますが、市民に各部局の取組やまちの魅力を十分に伝えきれていない状況です。

また、市民の意見や提案等を受けて、市政運営や政策形成に速やかに反映できるよう、デジタル技術を活用するなど、広聴機能の充実を進めていく必要があります。

災害時や緊急時における情報伝達手段としては、防災行政無線や消防救急無線、全国瞬時警報システム、緊急速報メール、市ホームページ、文字放送などを活用しています。

しかしながら、防災行政無線や戸別受信機は、整備から 10 年以上が経過しており、機器の老朽化に加え、保守修繕に係る部材が年々、調達困難となるなど、円滑で継続的な運用に課題があります。今後、機器の更新や新たな情報伝達手段の検討などを進め、引き続き、迅速かつ確実に対応できる情報伝達手段の構築と、市民が容易に、また正確な情報提供ができるような体制を確保する必要があります。

また、市民に、より利便性の高い行政サービスを提供するためには、職員の DX 等に関するスキル向上をはじめ、業務の変革や職員がいつでもどこでも安全に業務を遂行できる環境を整える必要があります。職員のデジタルリテラシーや DX に対する意識のギャップもあり、職員自身がデジタル技術を活用して課題を解決していくマインドを醸成するなど、人材育成を進める必要があります。

(2) その対策

・政策形成につながる広聴機能の強化

現場や意見交換において得た市民の意見、要望、提案等を市政運営に生かすとともに、デジタル技術を活用した広聴機能の充実を図ります。

・情報発信力の強化

全庁的に情報発信を積極的に行うための環境を整備するとともに、情報発信に必要な知識、リテラシー等を身につけるための研修を開催し、発信力を強化します。施策や魅力を最もよく知る各部局の立場から、専門知識や現場の声を生かした、質の高い情報発信をめざします。

・多様な情報発信

広報しまやチラシ、市ホームページ、市公式 SNS など、多様な手段により情報発信を行います。また、学校や行事等へ職員が出向き、市が取り組む施策を積極的に発信します。

・電気通信施設等の更新・整備

防災行政無線や消防救急無線等の設備や機器の適切な更新を行うなど、通信環境の整備に取り組みます。

・利便性の高い行政サービスの提供

市民の利便性向上と行政手続きの効率化を図るため、紙・対面を原則とする各種ルールを見直すなど、行政サービスのオンライン化をめざした庁内 DX を推進します。

・デジタル推進人材の育成

職員向けの研修等を通じて、デジタルリテラシーとスキルを向上させ、職員が自らデジタル技術を活用して課題解決に取り組めるよう、意識を醸成します。

・セキュリティ対策の強化およびデジタル基盤整備

個人情報などの大切な情報資産の管理や運用体制のさらなる強化を図るため、国のガイドラインに準拠したセキュリティ対策等の推進を図るとともに、市職員がいつでも・どこでも・安全に業務を遂行できるデジタル基盤を整備します。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
地域における情報化	電気通信施設等情報化のための施設 (その他)	防災行政無線機器更新等整備事業	防災行政無線の機器更新・整備・維持管理等	志摩市	
		デジタル無線指令システム機器更新事業	消防本部デジタル無線指令システムの機器更新	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	CATV行政放送事業	ケーブルテレビによる情報発信	志摩市	
		地域デジタル化促進事業	地域におけるデジタル化促進	志摩市	
		DX推進事業	庁内におけるDX推進	志摩市	
		総合住民情報システム整備事業	総合住民情報システム改修	志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要なとなる事業を進めていきます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

道路や橋などの公共インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、老朽化が進行している現状にあります。市民が生活するための安全確保と機能の維持、さらに頻発化・激甚化する災害への対応力を強化するため、老朽化対策としての整備や修繕・更新と継続した維持管理に加え、耐震化等によるライフラインの強靱化を計画的に行う必要があります。

② 交通

既存公共交通の運行が縮小しており、市民の移動手段が限られている状況です。利用者の減少による収益面の問題に加え、バスやタクシーの運転手不足が深刻化しており、将来に向けて安定的な交通サービスの確保維持が大きな課題となっています。

また、公共交通で移動する観光客の移動ニーズに応え、観光地としての魅力を体験してもらうことができる二次交通を整備していく必要があります。

(2) その対策

① 道路

・適切な道路・橋の維持管理

交通の危険を防止し、道路の円滑な交通を確保するため、除草や伐採等を定期的に行うとともに、災害時の機能確保に向け、道路の舗装修繕や橋の耐震補強等について対策を進めます。また、生活に不可欠な道路、橋等の維持管理を持続可能な形で進めるため、地域との連携を強化し、地域住民による主体的な維持管理の活動を促進し、活動内容や範囲に応じた必要な支援の拡充を図ります。

・地域連携を強化する幹線道路の整備促進

三重県と緊密な連携のもと、国道167号の五知～白木間をはじめとした県管理道路の継続した整備推進を働きかけていきます。

② 交通

・地域の特性に応じた新たな公共交通サービスの導入

路線バス等の廃止・縮小という課題に対し、デマンド交通などの新たな移動手段の導入（本格運行）を進め、市民のニーズや地域の特性に応じた、新たな公共交通ネットワークの構築をめざします。

・既存公共交通の確保維持

市民や交通事業者等の多様な主体との連携により、公共交通の利便性を高める取組を

推進し、利用の促進を図るとともに、国・県と連携し、交通事業者への支援を行い、既存公共交通の確保維持に取り組みます。

・観光二次交通の整備

横山など主要な観光地への移動ニーズに応じた、観光二次交通の整備を推進し、観光利用による公共交通の利用促進につなげます。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
交通施設の整備、 交通手段の確保	市道 (道路)	道路新設改良事業	市道の整備・改良 等	志摩市		
	(橋)	橋梁長寿命化事業	橋梁の長寿命化・耐震補強 等	志摩市		
	農道	農道交通安全対策事業	農道の整備・改修	志摩市		
	林道	林道改良事業	林道の改良	志摩市		
	過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)		コミュニティバス運 行事業	磯部地域予約運行型 バス 等	志摩市	
			路線バス運行維持事 業	路線バス運行委託、路 線バス確保補助	志摩市	
			航路対策事業	和具航路、渡鹿野航路	志摩市	
	(その他)	観光二次交通整備事 業	観光二次交通の整備	志摩市		

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要なとなる事業を進めていきます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

本市においては、三重県企業庁から南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)の譲渡を受け、平成 23(2011)年度から水道事業を一元化して、効率的な上水道事業運営を行っています。今後、老朽化した水道施設の更新や、人口減少の進行による長期的な水需要の減少が懸念されており、費用の増加や給水収益の減少に対応するために、よりいっそう効率的な水道事業の経営が必要となっています。

② 生活排水処理

既存の下水道施設は供用開始から 25 年以上が経過し、施設の一部は耐用年数を超過し、経年劣化や損傷が見られるため、各施設の長寿命化工事に着手しています。今後、人口減少等による収益減が予想される中、効率的で効果的な下水道施設の改築・修繕を計画的に行う必要があります。

また、下水道などの処理区域以外においては、引き続き合併処理浄化槽の整備・転換を推進することが求められます。

③ 廃棄物処理

本市のごみ排出量は、人口減少に伴い家庭ごみは減少傾向にありますが、市民 1 人あたりの可燃ごみ排出量は全国平均と比べ高い数値となっています。また、事業系ごみは横ばい状態となっています。やまだエコセンターは、稼働から 10 年以上経過しており、施設の老朽化が懸念されます。

し尿処理については、平成 19(2007)年度から鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設(鳥羽志勢クリーンセンター)において処理を行っています。施設の老朽化が進んでいるため必要な修繕や更新を行い、適正に維持管理を行っていく必要があります。

④ 消防・救急

木造住宅密集地が多い本市では、火災が発生した場合、延焼する確率が全国平均と比較しても高い状況にあり、積極的に啓発活動を行うなど、防火対策を進めています。近年、火災発生件数は横ばい状態が続いています。

応急手当普及員講習の受講者数が少なく、各事業所内での応急手当の普及活動が進まない状況です。

人口減少や少子高齢化等の影響により、消防団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されています。

⑤防災

令和7(2025)年3月に国が発表した新たな南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市への津波到達時間(津波高1m)が最も早いところで1分早まりました。また、同年9月には今後30年間の南海トラフ地震発生確率が60~90%程度以上に見直されるなど、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況であり、避難所における良好な生活環境の確保をはじめとした防災・減災対策を一層加速させる必要があります。

防災講話には多くの市民が参加し、救助関係機関との継続的な連携訓練を実施するなど、地域住民の防災意識向上については、一定の成果を上げています。

一方で、大規模災害時の住民主体による避難所運営体制確立に向けた支援を継続していますが、地区防災訓練の実施は6割程度、各種マニュアル作成は1割程度に留まっています。

このため、より一層の支援体制の強化と、関係機関との連携強化に向けた取組が必要とされています。

⑥住宅

人口の急激な減少と高齢化が進む現状を踏まえ、安全で快適な暮らしやすいまちに向けて、今後の具体的な土地利用を設定し、将来にかけて都市構造の再編を検討する必要があります。

この現状を背景に空家等が増加し、一部は管理不全な状態となり、防災・防犯・景観等の面で地域の生活環境に影響を及ぼしています。潜在的に空き家になる可能性のある建物が多数存在すると考えられることから、空き家の発生を未然に防止するための取組についても検討する必要があります。

また、市民の住宅確保策として公営住宅を供給していますが、多くの施設の老朽化が進んでいます。建物の更新には非常に多くの費用および時間を要するため、既存のストックを有効に活用していくことが必要です。また、老朽化が著しい住宅については、用途廃止のうえ、計画的に取り壊しを実施する必要があります。

⑦その他

火葬場については、磯部地域に斎場「悠久苑」を整備し、平成26(2014)年度から稼働しています。市民にとって必要不可欠な施設であり、故障等により火葬業務が滞ることがないように適正に維持管理を行っていく必要があります。

墓地については、遠方に居住しているなどの理由でお墓の管理が困難となり、「墓じまい」を行う事例が増加するなど墓地の使用が年々減少しており、空き区画の増加に伴う管理者負担や施設の老朽化対策など、管理費用が増加する傾向にあります。

(2)その対策

①上水道

・上水道の老朽化対策の推進

老朽化した水道施設は、将来の水需要を見据えた再構築を視野に入れ、送水管や避難所等の重要な給水施設への配水管について計画的な更新を行うとともに、浄水施設やポンプ所については、必要な修繕と設備の更新を行います。

②生活排水処理

・下水道の老朽化対策の推進

下水道への接続の推進に努めるとともに、効率的で効果的な下水道施設の長寿命化対策を実施し、維持管理を経済的に行います。

・合併処理浄化槽設置の推進

浄化槽設置整備事業補助制度を継続し、汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を推進します。

・浄化槽維持管理に関する指導・啓発

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)の重要性および正しい使用方法などについて、引き続き指導・啓発を積極的に行います。

③廃棄物処理

・ごみ処理量の減量と資源化の推進

市民や事業者に対して適切な分別や処理方法を周知し、ごみの適正処理に対する意識を高め、削減を推進します。市民や事業者と連携して、分別やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを行い、資源のさらなる有効活用を進めます。

・廃棄物処理施設の安定的な運営

鳥羽志勢広域連合の構成市町と連携し、やまだエコセンターの適正な運営と計画的な施設管理に取り組みます。定期的な設備の点検や修繕、老朽化対策を計画的に実行し、施設の長期安定稼働を確保します。

・廃棄物(し尿)の安定処理

鳥羽志勢クリーンセンターにおいて、鳥羽志勢広域連合とその構成市町とともに連携しながら、施設の長寿命化対策を実施し、し尿の安定処理に努めます。

④消防・救急

・市民の防火防災意識向上と応急手当の普及

一般家庭の防火診断の実施や市民への防災教育を通じて、火災予防と防火防災意識の向上を図ります。また、応急手当普及講習の受講機会を増やし、学校や事業所等での普及員の増加につなげ、さらなる応急手当の普及を図ります。

・消防 DX の導入活用・現場指揮体制の確立

災害発生時における迅速な情報収集・共有を可能とするため、消防庁映像共有システム等の運用体制を確立し、対応力の強化を図ります。また、デジタル技術を活用した安全管理体制および現場指揮体制等の強化に取り組みます。

・消防装備の更新・充実強化

消防車両の更新や災害現場で活動する隊員が着用する防火衣等の消防装備の更新・充実を行い、さらなる安全性の確保を図ります。

・消防団の強化

若年層の入団促進を行うとともに、機能別団員制度の導入について、消防団本部と協議を進めます。また、地域の実情に応じて、災害時の救助機材の配備を行うとともに、配備資機材を活用した訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図ります。

⑤防災

・避難所環境の改善

良好な避難生活環境の確保やあらゆる避難者に配慮した避難所運営を行うため、備蓄品の「量」と「質」を確保し、多様なニーズに対応した備蓄品を指定避難所へ配備することで、避難所環境の改善を図ります。

・分散備蓄の推進と物流拠点整備

発災直後、交通網の寸断等により物資輸送が困難になることを想定し、各地区への分散備蓄の推進を図ります。また、大規模災害時の支援物資を円滑に受援・集配することを目的とし、物資の保管および受入れから分配・搬出作業がスムーズにできる物流拠点を整備します。

・新たな情報伝達ツールの導入・普及

避難所運営を迅速に行えるシステムの導入など防災 DX の推進や、防災行政無線と連携した LINE 等によるテキスト配信など多角的な情報伝達手段の確保に取り組みます。あわせて、情報発信の信頼性向上のため、大規模災害による通信途絶に強い衛星通信環境を構築します。

・津波避難施設等の整備

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震等に備え、地域や関係機関と連携し、津波避難施設等の整備を計画的に推進します。

・防災意識の向上

市民の防災意識を高めるため、出前講話等の啓発活動の強化に取り組むとともに、学校教育等を通じた防災教育の充実を図ります。

・住民が主体となる避難所運営体制の確立に向けた支援

各地区のハザードや地域特性に合った「避難所運営マニュアル」や「地区防災計画」の作成推進に向け、自主防災組織と行政の連携強化と、防災技術指導員による継続的な支援を実施します。

・実践的な地区別訓練の実施による防災人材育成と体制強化

避難所開設から運営までを模擬体験する HUG(避難所運営ゲーム)の実施に加え、各避難所における運営用品の保管場所確認や資機材の設置・動作確認を兼ねた避難所開設運営訓練を実施し、地域防災リーダーの育成と避難所運営ノウハウの共有を図ります。

・実践的な他機関連携訓練の実施による体制強化

災害時の救助・復旧・復興の各フェーズにおいて、迅速かつ円滑に連携体制が構築できるよう自衛隊、警察、消防、海上保安庁などの救助機関、電力等のインフラ事業者、物流事業者といった協定締結企業等が参加する、より実践的な実動訓練を実施します。平常時から顔の見える関係を構築し、災害対応力を強化します。

⑥住宅

・暮らしやすい都市空間づくり

持続可能なまちづくりの実現に向け、社会情勢、地域経済、地域課題を勘案し、まちづくりの方針および土地利用の方向性を示す都市計画マスタープランの改定に取り組みます。

・空家等対策の推進

空き家の所有者等が気軽に相談できる窓口の運営を行うとともに、利活用と適正管理の両面から対策を推進します。また、住民からの情報提供等を起点に、所有者への指導から、法に基づく厳格な措置までを段階的に実施し、適切に管理されていない空家等を着実に解消します。

・安全で快適な公営住宅の確保

安全で快適な住環境を確保するため、公営住宅の予防保全的な修繕に努めるとともに、今後も活用する住宅については、計画的に改修工事を実施します。

・計画的な地籍調査の実施

土地の地籍(所有者、所在、境界、面積等)を明確にするため、国土調査法等に沿って、計画的に地籍調査を進めます。

⑦その他

・火葬場施設・設備の適正管理

火葬場の施設・設備について、計画的に補修・更新するなど、適正に維持管理を行います。

・墓地の適正管理

墓地管理委員会などからの墓地整備事業費補助金の交付要望に対応するなど、墓地の適切な管理がなされ、墓地の機能が維持されるよう取り組みます。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
生活環境の 整備	廃棄物処理 施設 (ごみ処理施 設)	ごみ処理施設解体 撤去事業	ごみ処理施設の解体・撤去	志摩市		
	火葬場	火葬場管理運営費	維持管理、修繕	志摩市		
	消防施設	消防自動車購入事 業	救急車、指揮車、救助工作車、小 型動力ポンプ付積載搬送車、タ ンク車、ポンプ車、はしご車、消防 団の可搬ポンプ付消防車 等		志摩市	
		消防施設整備事業	消防本部、各分署、消防団詰所・ 車庫等の整備・改修		志摩市	
	防災施設	津波避難対策施設 整備事業	津波避難施設の建設、橋梁耐震 整備、避難ルート整備		志摩市	
		地区防災施設整備 事業	拠点避難施設・備蓄施設等の整備		志摩市	
	公営住宅	公営住宅等長寿命 化整備事業	屋根改善、外壁塗装改修、雨水管 取替、除去工事 等	志摩市		
	過疎地域持 続的発展特 別事業 (生活)	浄化槽設置整備事 業	合併処理浄化槽設置等への補助		志摩市	
		都市下水路ポンプ 場維持管理費	都市下水路ポンプ場の整備、維持 管理		志摩市	
		水洗化補助金事業	浄化槽や汲取り式便所から下水 道への転換補助		志摩市	
		都市計画マスター プラン等策定事業	都市計画マスタープラン等の策定		志摩市	
		地籍調査事業	地籍調査		志摩市	
	(環境)	焼却施設等解体撤 去事業	供用終了した既設焼却施設等の 解体・撤去	志摩市		
	(防災・防犯)	防犯灯および街路 灯維持管理事業	防犯灯および街路灯の整備、維持 管理		志摩市	
		消防被服・防火衣 等購入事業	消防被服・防火衣等の購入		志摩市	
	(その他)	災害対策用品等備 蓄事業	備蓄食料等購入		志摩市	
		避難所環境整備事 業	避難所運営用品の購入		志摩市	
		防災情報管理シス テム導入事業	備蓄品の管理、避難所の管理・運 営等に係るシステムの導入		志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

若い世代の希望が叶い、安心して子育てできる社会、子どもたちが大切に生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現が求められています。

そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させていく必要があります。すべての子どもと子育て世帯への支援を強化するとともに、地域全体で子育てを支える環境作りを進めることが重要です。

② 高齢者福祉

今後、高齢者人口は減少していきませんが、当面の間、要支援・要介護認定者は増加する見込みです。高齢者世帯や独居高齢者は増加しており、見守りが必要な世帯が増えています。

介護予防への取組の必要性が浸透しつつある一方で、利用者は固定化されてきており、広がりが少ない状況です。

また、認知症が疑われる人の相談が増えてきており、支援者や医療、地域との連携が必要です。

③ 障がい者(児)福祉

障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を設置し、総合的・専門的な相談支援体制を構築しています。

社会参加は、生活を豊かにするための重要な要素ですが、「就労が困難である」と感じる障がい者が多く、また、障がいのある子どもの将来に不安を抱えている保護者も多いという現状があります。

誰もが社会の一員として、一人ひとりの希望や意欲を持ちながら活躍できるよう、障がい者(児)への支援体制の充実を図る必要があります。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

・妊産婦が安心して出産・子育てできる環境づくり

安心して子育てできる環境整備をめざし、健やかな成長を見守る地域活動を推進します。また、妊娠期から切れ目なく出産・育児をサポートする取組を強化します。

・健やかな成長と子育ての喜びを支える支援体制の充実

子育て家庭に対して、切れ目のないきめ細かな子育て支援サービスを提供するため、保健・福祉・医療・教育など、さまざまな分野の関係機関が連携を強化して、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう支援体制の充実を図ります。

・ライフステージに応じた経済的支援の充実

子育てにおける経済的負担の軽減を図るため、引き続き、妊娠・出産・子育てなどの各ライフステージに応じたさまざまな支援策を充実させます。

・安全・安心な保育環境の整備

子どもたちが安心して保育施設や放課後児童クラブを利用できるよう、保護者や地域との連携を深めながら、ニーズに合った保育環境を整備するとともに、津波浸水想定区域内にある施設の高台への移転など、安全な施設環境を整備します。

②高齢者福祉

・つながりあい、生きがいを持って暮らせる地域の取組支援

高齢者の社会的な孤立の解消や心身の健康維持に向け、地域で支え合う仕組みづくりをめざします。地域支援コーディネーターが地域や関係機関と協働し、高齢者が地域の支え手として活躍できるような仕組みを検討するとともに、地域資源の発掘を推進します。また、高齢者の生きがいづくりの充実を図るため、地域活動への参加支援や各種団体の取組を支援します。

・住民主体の介護予防・重度化予防の取組支援

介護予防の必要性を理解し、自ら取り組めるよう知識の普及啓発を行います。住民主体の介護予防活動を推進し、社会参加活動につながるよう支援します。また、介護が必要になっても重度化を予防できるよう、個人および団体の活動を支援します。

・認知症支援体制の充実

地域全体が認知症への理解を深められるよう、認知症施策の充実を図ります。相談窓口の充実を図り、早期発見および支援につながる仕組みを整えます。

・介護保険サービスの充実と質の向上および安定的な運営への支援

高齢者が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ることができるよう、適切なサービス提供の質の向上をめざします。

③障がい者(児)福祉

・切れ目のない一貫した支援の推進

各関係機関の密接な連携と円滑な情報共有により、乳幼児期から学校卒業後以降の各ライフステージに応じた、切れ目のない支援を推進します。

・相談支援体制の充実

障がい者(児)の多様なニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターの強化および総合相談体制の充実を図ります。また、障害福祉サービス事業所や関係機関が連携しな

がら、重度の障がいがある方や医療的ケアが必要な方に手厚く対応できるよう、支援体制の強化を図ります。

・自立に向けた就労機会の拡充

ハローワークや企業、就労支援事業所等の関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。また、企業や各種団体への障がい者雇用の理解と促進の普及啓発を行い、実際の雇用や就労の機会につながるよう取組を進めます。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健および福 祉の向上お よび増進	児童福祉施設 (保育所)	保育所施設整備事業	保育所の施設等の整備・改修	志摩市	
	(認定こども園)	認定こども園施設整備事業	認定こども園の施設等の整備・改修	志摩市	
	高齢者福祉施設 (老人ホーム)	老人ホーム整備事業	老人ホーム施設の整備・改修	志摩市、 広域行政 組合等	
	(老人福祉センター)	老人福祉センター整備事業	老人福祉センター施設の整備・改修	志摩市、 社会福祉 法人等	
	介護老人保健施設	介護老人保健施設整備事業	介護老人保健施設の整備・改修	志摩市、 社会福祉 法人等	
	障害者福祉施設 (障害者支援施設)	障害者グループホーム緊急整備事業	グループホームの施設整備への補助	社会福祉 法人等	
		障害者支援施設整備事業	障害者支援施設の整備・改修	志摩市、 広域行政 組合等	
	市町村保健センター	健康福祉センター整備事業	健康福祉センターの整備・維持管理	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	出産祝金支給事業	出産祝金の支給	志摩市	
		こども医療費助成事業	子どもに対する医療費助成	志摩市	
		児童手当支給事業	児童手当の支給	志摩市	
	(高齢者・障害者福祉)	心身障害者(児)福祉給付金支給事業	移動支援および生活支援のための福祉給付金支給	志摩市	
		児童発達支援センター負担金	児童発達支援センター運営費の一部負担	伊勢市	定住自立圏
	(健康づくり)	健康づくり運動推進事業	運動習慣の定着化・継続化の推進	志摩市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健および福 祉の向上お よび増進	(その他)	こども家庭センター 事業	こども家庭センターの 運営	志摩市	
		旧児童福祉施設解体事 業	旧児童福祉施設の解 体工事	志摩市	
		不妊治療費助成事業	特定・一般不妊、不育 症治療費への助成	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な
となる事業を進めていきます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

休日や夜間などに急病になった場合でも安心して受診できるよう、志摩医師会、鳥羽志摩薬剤師会の協力を得て、休日夜間応急診療所を設置し、一次救急医療体制を確保しています。

市民病院は、伊勢志摩区域における役割分担の中で、回復期に入った高齢者への医療や、手術などは要しないが一時的に状態が悪化した高齢者への医療を担うことが求められています。また、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加により、在宅医療の充実が求められています。

(2) その対策

・一次救急医療体制の維持・確保

医師会、薬剤師会等の関係団体や近隣市町と連携をとりながら、休日・夜間等の一次救急体制の維持・確保に取り組みます。

・医療人材の確保

地域医療の理解を深めるため、中学・高校等の教育機関と連携を密にし、講演や職場体験等を実施していくとともに、医師をめざす学生に対して、三重大学医学部医学科への地域枠推薦を行います。市民病院では、医療職をめざす学生の実習を積極的に受け入れ、修学資金貸与制度拡大を検討するなど、引き続き将来的な人材確保対策に取り組んでいきます。

・病院事業の健全な運営

市民病院の外来診療の一層の充実を図るとともに、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療の充実に取り組みます。また、療養病床から地域包括ケア病床への転換を図り、慢性期および回復期の医療の提供を行うなど、病院を持続的に運営するため、経営の効率化を図ります。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
医療の確保	診療施設 (病院)	志摩市民病院整備事業	志摩市民病院の施設 整備・改修	志摩市	
		医療機器整備事業	医療機器の更新・整備	志摩市	
	過疎地域持続 的発展特別事 業 (その他)	一次救急医療体制事 業	一次救急医療業務の 維持・確保	志摩市	
		休日夜間応急診療所 管理運営費	休日夜間応急診療所 の管理運営	志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

学校教育においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、教材等のデジタル化が急速に進み、デジタル情報に触れる機会が増加したことを受け、正しい判断力と倫理観の育成が喫緊の課題となっています。

また、めまぐるしく変化する社会の中、主体的な進路選択を促すキャリア・ビジョンの育成や、地域と連携した体験活動の充実が求められるほか、グローバル化で国際交流の機会が増加し、コミュニケーション能力と交流意識が求められているとともに、地域への愛着を育てる地域学習の推進が求められています。

さらに、家庭の経済格差が子どもたちの学力・教育格差を生むことのないよう、就学支援その他の支援や学力保障が必要です。

施設・設備については、一部の学校や教育関連施設で、経年による老朽化等が見受けられるため、計画的に整備・補修を行うなど教育環境の改善を進めていくとともに、学校の統廃合等により本来の用途を廃止した施設についても利活用や取り壊しの検討を進める必要があります。

② 生涯学習・スポーツ等

市民の地域への愛着と誇りを育むため、地域産業・伝統文化など、地域の特色を生かした実践的な学習機会を増やす必要があります。

生涯学習においては、若年層を含む幅広い世代のニーズに対応した学習機会を提供することが必要です。また、誰もがスポーツに出会い、親しめる環境づくりも必要です。

活動の拠点となる公民館などの生涯学習施設およびグラウンドや体育館などのスポーツ施設は、どの施設も建設から相当の年数が経過し老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図るとともに大規模修繕についても計画的に実施する必要があります。

また、急速な社会変化に伴い、子どもたちを取り巻く問題は複雑化しており、青少年の健全育成に向けて、より強固で持続可能な見守り・育成体制の再構築が課題となっています。

(2) その対策

① 学校教育

・デジタル・シティズンシップ教育の推進

1人1台端末と高速ネットワークのメリットを最大限に活用し、子どもたちが自ら正しい情報を集め、深く考え、豊かに表現する学びを推進します。デジタル社会の一員として、

倫理観と責任感をもって情報を正しく判断し、行動する力や積極的な社会参画を促す資質・能力を育みます。

・グローバル教育の推進

世界(グローバル)を意識しながら、自分たちの地元(ローカル)課題の解決に貢献できる人材を育てるグローバル教育を推進します。

・キャリア教育の推進

変化の激しい社会をたくましく生き、将来の夢や展望を持ち、自立した社会の担い手を育てるキャリア教育を推進します。

・確かな学力と道徳心の育成

基礎的な知識・技能の習得や、対話的な学びの中で思考力・判断力・表現力等の子どもたちの確かな学力を育むとともに、子どもたちが自らの生き方を主体的に考え、行動するための基盤となる道徳性を育みます。それらに必要な教員の専門性向上と、ICTを有効活用した教育環境の整備を進めます。

・安全で安心な学校づくりの推進

学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもたちの命と安全を守る体制を確立するとともに、誰一人取り残さない学校づくりをめざします。防災・減災教育に取り組み、子どもたちが自らの命を自ら守る自助の力を身につけ、家族や地域の一員として主体的に行動できる共助の力を育みます。

・いじめ、不登校対策への積極的な支援の推進

「いじめ見逃しゼロ」に向け、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。「不登校の子ども孤立ゼロ」の理念のもと、子どもたちの社会的自立を目標に、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、さまざまな居場所の確保に取り組みます。

・特別支援教育の推進

子ども一人ひとりの特性やニーズを把握し、個々の持つ力や可能性を最大限に引き出すための、きめ細やかな指導と支援を行います。

・学校施設の適正化と教育環境の整備

学校施設や教育関連施設について、施設の適正化を勘案しながら計画的に施設の整備・改修に取り組むほか、スクールバス等の運行や、経済的理由によって教育格差が生じないようにライフステージに応じた切れ目ない支援を行うなど教育環境の整備に取り組みます。

・学校施設の長寿命化と環境改善

バリアフリー化を含め、建物や設備の計画的な保全改修を行い、学校施設の長寿命化や環境改善を図ります。また、避難所としての使用を考慮した整備も進めていきます。

②生涯学習・スポーツ等

・生涯学習施設およびスポーツ施設の長寿命化と環境改善

老朽化した生涯学習施設およびスポーツ施設や設備の計画的な改修を行い、長寿命化と環境改善を図ります。

・地域・伝統文化の継承と地域への愛着の醸成

自然環境や産業、文化といった地域資源を教育活動に積極的に取り入れ、体験を通して地域への愛着と誇りを育みます。

・生涯を通じた学習・読書活動の推進

市民一人ひとりの自己実現と地域社会への参画のため、時代に即した多様な生涯学習の機会の提供に取り組みます。また、生涯にわたって学び続ける基盤を築くため、読書環境の充実を図り、読書活動を推進します。

・スポーツの推進

誰もがスポーツに出会い、親しめる環境づくりに取り組むとともに、スポーツを通じた個人の成長やチャレンジを応援します。スポーツによる地域活性化と共生社会の実現に向けた取組を進めます。

・青少年健全育成の推進

地域全体で子どもたちの多様な成長を支え、未来を生き抜く「生きる力」と「豊かな心」を育むため、現代社会の多様な課題に対応した青少年健全育成活動を推進します。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
教育の振興	学校教育関連 施設 (小中学校)	小中学校校舎等整備事業	学校校舎、屋内運動場等の整備・改修	志摩市	
	(幼稚園)	幼稚園施設整備事業	幼稚園施設等の整備・改修	志摩市	
	(認定こども園)	認定こども園施設整備事業	認定こども園の施設等の整備・改修	志摩市	再掲
	(その他)	スクールバス整備事業	スクールバス購入・更新	志摩市	
		学校給食センター整備事業	学校給食センターの整備・改修	志摩市	
		総合教育センター整備事業	総合教育センターの整備・改修	志摩市	
	集会施設、体育施設等 (集会施設)	集会施設・コミュニティ施設整備事業	集会施設、コミュニティ施設等の整備・改修	志摩市	
	(社会教育施設)	社会教育施設整備事業	公民館、図書館等の整備・改修	志摩市	
(文化施設)	文化施設整備事業	文化会館等の整備・改修・撤去	志摩市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
教育の振興	(体育施設)	体育施設整備事業	体育施設の整備・改修	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	スクールバス運行管理事業	学校再編に伴うスクールバス運行	志摩市	
		児童生徒送迎事業	遠距離通学となる児童生徒のタクシー送迎	志摩市	
		通学安全対策助成事業	遠距離通学となる児童生徒の通学経費補助	志摩市	
		学校ICT環境整備事業	情報機器の更新・整備	志摩市	
	(高等学校)	通学専用バス運行費助成事業	高校への通学専用バス事業に対する助成	三重交通	
		市内高校下宿支援事業	市内高校へ通う学生の下宿代の補助	志摩市	
	(その他)	旧教育施設等解体事業	廃校舍・屋内運動場等の解体工事	志摩市	
		学校給食センター管理運営事業	学校給食センターの管理運営経費	志摩市	
		修学旅行費支援事業	修学旅行費の補助	志摩市	
		学生海外派遣事業	学生の海外への派遣事業	志摩市	
		進学応援金給付事業	高校・大学等への進学応援金給付	志摩市	
		スポーツ推進事業	スポーツの推進・環境整備	志摩市	
		青少年育成事業	青少年育成活動の推進	志摩市	
	中学校部活動地域展開推進事業	部活動の地域連携・地域展開に向けた取組の推進	志摩市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域の祭りや環境美化といった活動や、災害時の助け合いや地域の安全維持など、自治会は市民の暮らしを支える重要な役割を果たしています。一方、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、自治会加入率の低下や地域コミュニティの希薄化が進み、さまざまな活動の継続が困難になる地域も生じています。

地域課題に対応するために、より機動的で柔軟なアプローチが求められるようになり、ボランティア団体やNPO法人等の市民活動団体の役割がますます重要になっています。

(2) その対策

・多様な地域課題の解決や地域の魅力づくりに向けた市民等と行政の連携強化

地域が抱える様々な課題を的確に把握し、市民と連携・協働して地域の課題解決や魅力づくりに取り組みます。

・自治会や市民活動団体等への支援

地域の担い手不足を解消できるよう自治会と連携しながら、自治会未加入者に対して自治会への加入を促進します。また、自治会をはじめ、ボランティア団体やNPO法人等が活動しやすいための環境を整備し、市民が主体となるまちづくりを支援します。

・集落支援員の活用

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する者が、地域住民の見守り、生活支援など、集落機能の維持・活性化を行う「集落支援員」制度を積極的に活用します。

・地域の生活拠点づくり

地域支援コーディネーターを配置し、住民と共に地域の現状やニーズを把握し、住民が主体となって検討できる仕組みを構築するとともに、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援するため、多機能な拠点(生活拠点)づくりを進めます。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
集落の整備	過疎地域持続 的発展特別事 業	自治会活動支援事業	自治会活動助成、事務 費補助	自治会	
	(その他)	地域振興補助金	自治会所有集会施設 等の維持管理、伝統文 化伝承への支援	自治会	
		集落支援事業	集落支援員の活用	志摩市	
		地域生活拠点づくり 事業	地域支援員の配置等	志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な
となる事業を進めていきます。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

海と山に囲まれた本市は、古くから各地との交流があり、様々な文化を育んできました。彫刻・古文書などの有形文化財や、伝統行事やお祭りなどの民俗文化財が残されていますが、人口減少や少子高齢化により、文化財所有者、保存団体の後継者不足が大きな問題となっています。

貴重な地域資源である各種文化財の保存、保護、活用に対する市民の意識の醸成を行うとともに、次世代を担う子どもたちへの公開、活用などを通じて、文化財保護の啓発活動の推進を図る必要があります。

(2) その対策

・文化財に対する意識の醸成

市民への文化財の周知と理解を進め、文化財、伝統文化の保存と継承や、市民が文化に触れる機会の創出に取り組みます。

・無形民俗文化財の保存・継承支援と後継者育成

地域に受け継がれている各種無形民俗文化財の保存や次世代への継承のため、後継者の育成や保存団体の自主的な活動への支援を行います。各種文化財の体験教室の実施や、歴史民俗資料館への社会見学の機会を設けることで、次世代を担う子どもたちへの円滑で確実な伝承活動を支援するとともに、後継者育成につなげていきます。

・文化財保存・活用のための環境整備

登録文化財制度を活用し、歴史的建造物などの保護、活用の推進を図るとともに、助成金などを活用し、各種文化財の保存や活用のための環境整備を図ります。

・文化財所有者への支援と関係機関等との連携強化

貴重な文化財を災害や盗難から守るために、所有者に対する各種支援の実施や関係機関などとの連携体制を強化します。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
地域文化の振興 等	過疎地域持続 的発展特別事 業	海女文化振興事業	海女文化の保存、振興	海女振興 協議会	
	(地域文化振 興)	文化財保護事業	市所有文化財・建造物 の修繕・維持管理、 文化財保存団体支援、 民俗芸能伝承支援	志摩市、 保存団体	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 自然環境の保全と再生

定期的に行っている干潟の生物調査においては、希少な生物が確認されており、豊かな自然が保たれていることが確認できています。

一方で、全国的に課題となっている海洋プラスチックごみ等の海岸漂着ごみに加え、ごみのポイ捨てが市内各所で発生しており、自然環境や景観保全への影響が懸念されます。

② 脱炭素化の推進

市内の温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあるものの、地球温暖化は、陸域の地上気温のみならず海水温の上昇や海洋の酸性化にも影響を与えられていることから、本市を取り巻く海洋環境やその豊かな海の恵みを守るためにも、引き続き温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

① 自然環境の保全と再生

・市民と行政が一体となった保全活動の推進

自然環境の保全を図る施策の基礎資料となる、河川および海域の水質、底質や生物等の調査を継続して実施します。また、ポイ捨て対策として清掃活動や啓発を継続的に行い、地域コミュニティの行事として定着するよう働きかけを進めます。

・自然を活用した活動の推進

豊かな自然環境・美しい景観を次世代に引き継ぐため、海や森などの豊かな自然環境を生かした体験活動等を推進します。

② 脱炭素化の推進

・脱炭素に向けた啓発推進

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向け、運輸部門・家庭部門の排出量削減をめざし、市民一人ひとりが自分事として意識するための啓発活動を行います。

・公共施設におけるエネルギーの省力化

公共施設におけるエネルギー使用量の削減として、引き続き、エネルギーの省力化に取り組みます。

・低公害車両導入の推進

公用車の更新時においては、車両の小型化を進めるほか、代替可能なものについては、電気自動車等の低公害車両の導入も推進します。

(3)事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	過疎地域持続 的発展特別事 業	自然環境保全事業	河川・海域の調査 等	志摩市	
		脱炭素化対策事業	脱炭素化の推進	志摩市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持 続的発展特 別事業 (移住・定住)	移住しやすい志摩 づくり事業	地域団体と連携した移 住・定住促進 等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		空き家バンク活用 事業	空き家バンクの活用	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		移住促進のための 奨学金返済補助事 業	奨学金を返済する移住 者等への補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		若者・子育て世代 の移住促進事業	移住者への家賃補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(地域間交 流)	地域イベント支援 事業	地域イベントの開催支援	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		若者の集いと出会 いの支援事業	出会いイベントの開催	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		関係人口創出事業	関係人口の創出	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		友好都市交流事業	岐阜県郡上市、愛知県日 進市との交流事業	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(人材育成)	地域活性化担い手 受け入れ推進事業	地域おこし協力隊の活 用	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		農林水産業の担い 手受け入れ推進事 業	地域おこし協力隊の活 用	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		地域活性化起業人 交流プログラム事 業	地域活性化起業人の活 用	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	産業の振興	過疎地域持 続的発展特 別事業 (第1次産業)	森林管理事業	森林の整備	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
			磯焼け対策事業	食害生物駆除等対策	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
漁場環境調査事業			海況モニタリング 等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	過疎地域持 続的発展特 別事業 (第1次産業)	種苗放流事業	各種種苗放流事業への 補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		真珠養殖経営安定 化支援事業	真珠養殖事業者への補 助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(商工業)	中小企業支援事業	中小企業者等への支援	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		創業支援事業	創業を行う者への支援	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		就業支援事業	市内で就職を検討する 者への支援	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		商工振興団体補助 金	志摩市商工会等への補 助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		地域ブランド事業	志摩ブランドの認定・販 売支援等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		ふるさと応援寄附 金事業	ふるさと応援寄附金事 業	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(観光)	観光誘客促進事業	旅行者のニーズに応じ た誘客促進事業	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		団体旅行誘致事業	団体・教育旅行に対する 支援 等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		灯台活用推進事業	灯台を観光資源活用し た事業	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		スポーツ観光推進 事業	スポーツツーリズムの推 進体制の構築	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		サーフィン活用推 進事業	サーフィンを活用した地 域活性化	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		国立公園利用推進 事業	国立公園への観光客誘 致	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	(観光)	観光振興団体補助 金	観光振興に資する団体 への補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		DMO機能強化事 業	地域DMOの機能強化	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		観光関連施設解体 撤去事業	観光関連施設等の解体・ 撤去	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(企業誘致)	企業誘致推進事業	企業誘致の推進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
地域におけ る情報化	過疎地域持 続的発展特 別事業	CATV行政放送事 業	ケーブルテレビによる情 報発信	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(情報化)	地域デジタル化促 進事業	地域におけるデジタル 化促進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		DX推進事業	庁内におけるDX推進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		総合住民情報シス テム整備事業	総合住民情報システム 改修	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
交通施設の 整備、交通 手段の確保	過疎地域持 続的発展特 別事業	コミュニティバス 運行事業	磯部地域予約運行型バ ス 等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(公共交通)	路線バス運行維持 事業	路線バス運行委託、路線 バス確保補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		航路対策事業	和具航路、渡鹿野航路	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(その他)	観光二次交通整備 事業	観光二次交通の整備	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
生活環境の 整備	過疎地域持 続的発展特 別事業 (生活)	浄化槽設置整備事 業	合併処理浄化槽設置等 への補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		都市下水路ポンプ 場維持管理費	都市下水路ポンプ場の 整備、維持管理	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		水洗化補助金事業	浄化槽や汲取り式便所 から下水道への転換補 助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		都市計画マスター プラン等策定事業	都市計画マスタープラン 等の策定	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		地籍調査事業	地籍調査	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(環境)	焼却施設等解体撤 去事業	供用終了した既設焼却 施設等の解体・撤去	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(防災・防犯)	防犯灯および街路 灯維持管理事業	防犯灯および街路灯の 整備、維持管理	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		消防被服・防火衣 等購入事業	消防被服・防火衣等の購 入	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(その他)	災害対策用品等備 蓄事業	備蓄食料等購入	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		避難所環境整備事 業	避難所運営用品の購入	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		防災情報管理シス テム導入事業	備蓄品の管理、避難所の 管理・運営等に係るシス テムの導入	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健および福 祉の向上お よび増進	過疎地域持 続的発展特 別事業 (児童福祉)	出産祝金支給事業	出産祝金の支給	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健および福 祉の向上お よび増進	過疎地域持 続的発展特 別事業 (児童福祉)	こども医療費助成 事業	子どもに対する医療費 助成	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		児童手当支給事業	児童手当の支給	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(高齢者・障 害者福祉)	心身障害者(児)福 祉給付金支給事業	移動支援および生活支 援のための福祉給付金 支給	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		児童発達支援セン ター負担金	児童発達支援センター 運営費の一部負担	伊勢市	定住自立圏 当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(健康づく り)	健康づくり運動推 進事業	運動習慣の定着化・継続 化の推進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	(その他)	こども家庭センタ ー事業	こども家庭センターの運 営	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		旧児童福祉施設解体 事業	旧児童福祉施設の解体 工事	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		不妊治療費助成事 業	特定・一般不妊、不育症 治療費への助成	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
	医療の確保	過疎地域持 続的発展特 別事業 (その他)	一次救急医療体制 事業	一次救急医療業務の維 持・確保	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
			休日夜間応急診療 所管理運営費	休日夜間応急診療所の 管理運営	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
教育の振興	過疎地域持 続的発展特 別事業 (義務教育)	スクールバス運行 管理事業	学校再編に伴うスкуль バス運行	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		児童生徒送迎事業	遠距離通学となる児童 生徒のタクシー送迎	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		通学安全対策助成 事業	遠距離通学となる児童 生徒の通学経費補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	
		学校ICT環境整備 事業	情報機器の更新・整備	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
教育の振興	(高等学校)	通学専用バス運行 費助成事業	高校への通学専用バス 事業に対する助成	三重交 通	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		市内高校下宿支援 事業	市内高校へ通う学生の 下宿代の補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(その他)	旧教育施設等解体 事業	廃校舎・屋内運動場等の 解体工事	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		学校給食センター 管理運営事業	学校給食センターの管 理運営経費	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		修学旅行費支援事 業	修学旅行費の補助	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		学生海外派遣事業	学生の海外への派遣事 業	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		進学応援金給付事 業	高校・大学等への進学応 援金給付	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		スポーツ推進事業	スポーツの推進・環境整 備	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		青少年育成事業	青少年育成活動の推進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		中学校部活動地域 展開推進事業	部活動の地域連携・地域 展開に向けた取組の推 進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
集落の整備	過疎地域持 続的発展特 別事業	自治会活動支援事 業	自治会活動助成、事務費 補助	自治会	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(その他)	地域振興補助金	自治会所有集会施設等 の維持管理、伝統文化伝 承への支援	自治会	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		集落支援事業	集落支援員の活用	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		地域生活拠点づく り事業	地域支援員の配置等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
地域文化の 振興等	過疎地域持 続的発展特 別事業	海女文化振興事業	海女文化の保存、振興	海女振 興協 議 会	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
	(地域文化振 興)	文化財保護事業	市所有文化財・建造物の 修繕・維持管理、 文化財保存団体支援、 民俗芸能伝承支援	志摩市、 保 存 団 体	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項	過疎地域持 続的発展特 別事業	自然環境保全事業	河川・海域の調査 等	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである
		脱炭素化対策事業	脱炭素化の推進	志摩市	当該事業の効 果は将来に及 ぶものである